

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年12月10日

【発行者名】 ラッセル・インベストメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO ブルース・ダブリュー・フラーム

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ

【事務連絡者氏名】 中野 浩一

【電話番号】 03-5411-3500

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 ラッセル世界環境テクノロジー・ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ラッセル世界環境テクノロジー・ファンド
（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは格付けを取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」または「ラッセル」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

５兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりの価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 03 - 5411 - 1515（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

（５）【申込手数料】

3.15%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

10万円以上１円単位または10万口以上１口単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成22年12月11日から平成23年12月12日までです。

平成23年12月13日以降の申込期間については、事前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

国内のすべての本支店等にてお申込みを取扱います。以下「販売会社」ということがあります。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が指定する期日までに申込代金（発行価格に申込口数を乗じた金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

前述の「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社とします。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

申込方法

- (a) 取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。
- (b) 当ファンドには、収益分配金が税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「分配金再投資コース」と、分配時に収益分配金を受け取る「分配金支払いコース」があります。
- (c) 「分配金再投資コース」よりお申込みされる場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款に従い契約を締結します。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

申込受付中止日

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する場合には、取得申込みの取扱いはいたしません。

取扱時間

各営業日 の午後3時までに受付けた取得申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎで行われる取得申込みは、翌営業日 の取扱いとなります。

上記 の申込受付中止日を除きます。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消

取引所 等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情等があると委託会社が判断したときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、前述の「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、振替法および前述の「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,500億円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

当ファンドが該当する商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外：

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本 北米	あり ()
クレジット属性 ()	年4回	欧州	
不動産投信	年6回(隔月)	アジア オセアニア	
その他資産 ()	年12回(毎月)	中南米	なし
資産複合 ()	日々	アフリカ	
資産配分固定型 資産配分変更型	その他()	中近東(中東) エマージング	

《属性区分の定義》

株式 一般：

目論見書または信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

年2回：

目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし：

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない(網掛け表示していない)商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

<ファンドの特色>

持続可能な成長に欠かせない環境テクノロジーに注目し、今後成長が期待される環境関連企業などに投資します。

- ・日本を含む世界各国の株式を主要投資対象とします。

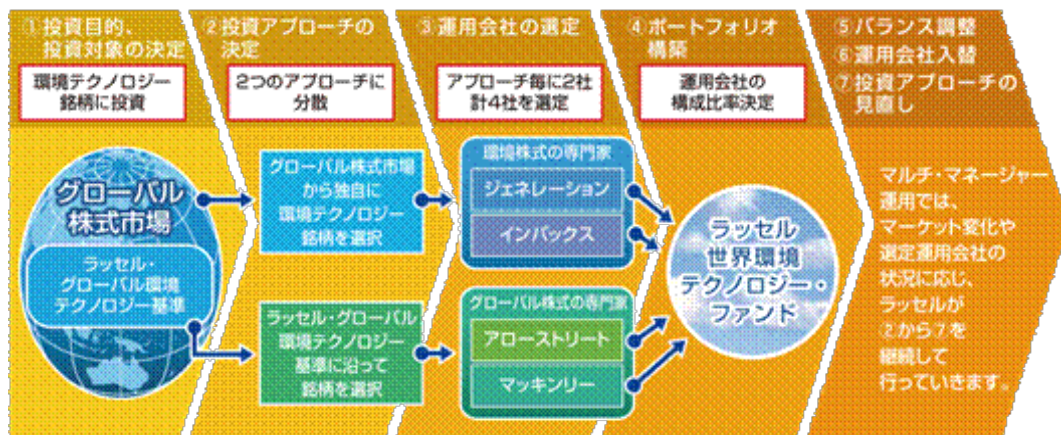


ラッセルが世界中から厳選した各運用会社が、それぞれの持ち味を活かして運用します。

- ・当ファンドは環境株式の専門家とグローバル株式の専門家を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」により、運用されます。

《マルチ・マネージャー運用の仕組み》

マルチ・マネージャー運用とは、ラッセルが決定する投資アプローチ毎に複数の運用会社を選定し、各運用会社には投資アプローチに沿うように運用の権限を委託して運用させ、最終的にラッセルがファンド全体の取りまとめを行う運用手法です。



運用会社	委託内容
------	------

環境株式の専門家	ジェネレーション・インベストメント・マネジメント・エル・エル・ピー (英国)	グローバル株式を対象としたサステイナブル運用 ¹
	インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド (英国)	グローバル株式を対象とした環境関連銘柄中心の運用
グローバル株式の専門家	アローストリート・キャピタル・リミテッド・パートナーシップ (米国)	ラッセル・グローバル環境テクノロジー基準に沿った株式を対象としたクオンツ型運用 ²
	マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー (米国)	ラッセル・グローバル環境テクノロジー基準に沿った株式を対象としたグロース型運用 ³

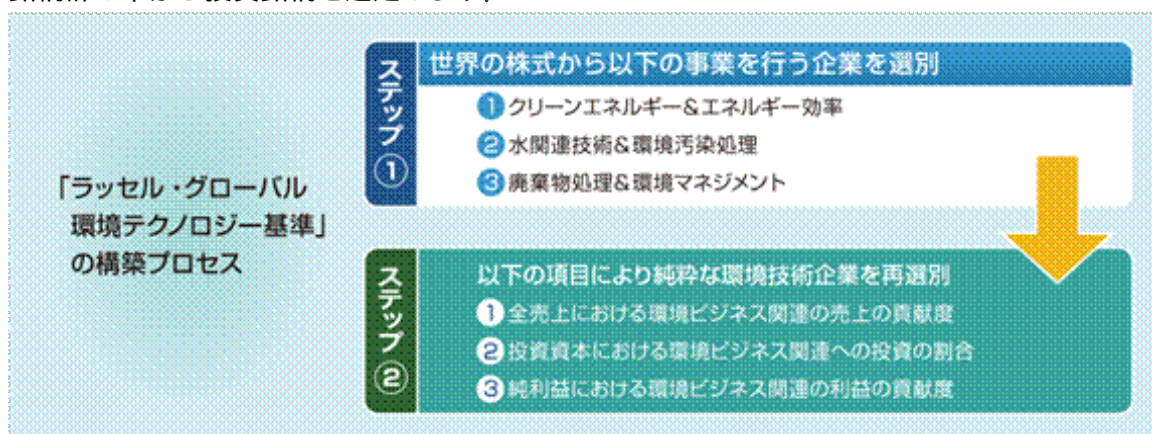
- 1 サステイナブル運用では、環境や社会に配慮して将来にわたり持続的発展が期待される企業を主な投資対象とします。
- 2 クオンツ型運用とは、モデルに基づいて市場全体や株式等を定量的に分析し、ポートフォリオを構築する運用スタイルをいいます。
- 3 グロース型運用とは、特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式（グロース株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

(注1) 上記の投資アプローチおよび運用の指図にかかる権限を委託する運用会社（以下「外部委託先運用会社」ということがあります。）は、平成22年12月10日現在のものです。なお、投資アプローチおよび外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更されるため、平成22年12月10日現在のものと異なることがあります。最新の情報については、委託会社のホームページで提供しております。

(注2) 当ファンド全体の運用効率を高めること、各外部委託先運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合における当ファンドの一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。）等を行うため、上記の外部委託先運用会社の他に、「ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク（米国）」を採用しています。

《ラッセル・グローバル環境テクノロジー基準とその概要》

「ラッセル・グローバル環境テクノロジー基準」はラッセル・インベストメント依頼のもと、FTSEが選定した環境技術企業株式のベンチマーク を利用し、作成されます。当ファンドにおいて、「アローストリート」および「マッキンリー」は「ラッセル・グローバル環境テクノロジー基準」を満たす銘柄群の中から投資銘柄を選定します。



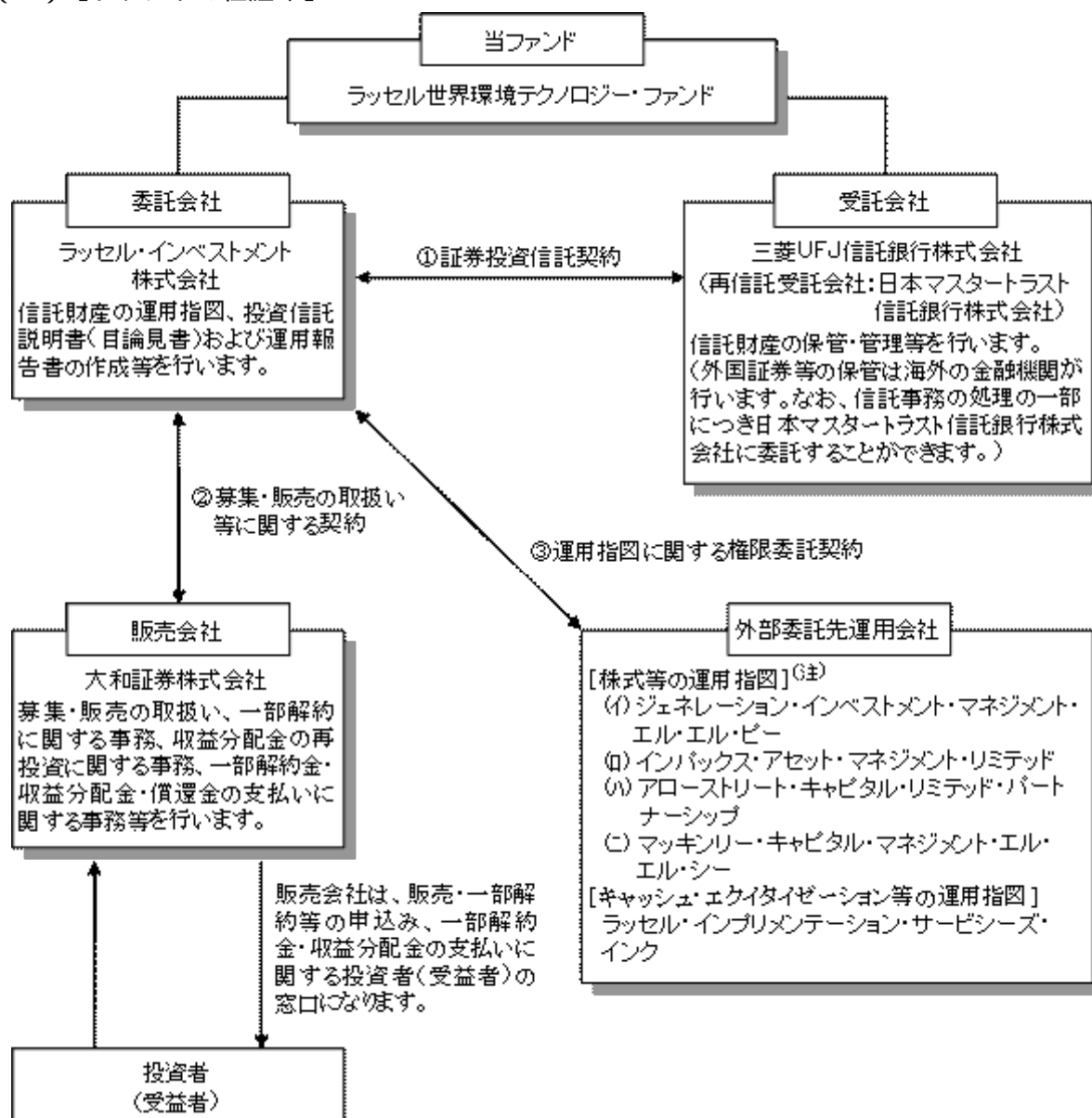
当ベンチマークはインパックス・アセット・マネジメント・リミテッド（「Impax」）との提携のもと、FTSEインターナショナル・リミテッド（「FTSE」）によって作成されております。当ベンチマークにおける全ての権益は、FTSEおよび/またはImpaxに帰属します。FTSE®は、ロンドン証券取引所およびフィナンシャル・タイムズ社の登録商標であり、ライセンスのもとでFTSEにより使用されています。FTSEおよびImpaxおよびその権益貸与者は、FTSE指数またはその内在データにおける誤謬もしくは欠落に対し一切責任を負いません。

外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年5月1日 信託契約締結、当ファンドの設定日（運用開始日）

(3) 【ファンドの仕組み】



(注) 株式等の運用指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更されるため、平成22年12月10日現在のものと異なることがあります。

< 契約の概要 >

証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を定めた契約です。

募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、当ファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

< 委託会社の概況 >

資本金の額 1,609.5百万円（平成22年12月10日現在）

沿革：

平成11年3月9日

会社設立

平成11年3月25日

「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得

平成11年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
平成12年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
平成14年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
平成18年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成18年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
平成19年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

(平成22年12月10日現在)

株主名	住所	所有株式数	持株比率
ラッセル・インベストメント・グループ株式会社	東京都港区赤坂七丁目3番37号 ブラス・カナダ	34,090株	100%

(参考)

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資家の皆様に提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理、株式インデックスの開発など幅広く業務を行っており、当グループが提供するファンドの運用資産総額は平成22年9月末現在で約12兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とし、米国最大手の個人生命保険会社であるノースウェスタン・ミューチュアル・ライフ・インシュアランスの子会社です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

わが国を含む世界各国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 主としてわが国を含む世界各国の環境テクノロジー関連株式への投資を通じて、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- 運用にあたっては、原則として委託会社が選定した複数の外部委託先運用会社に運用指図にかかる権限を委託し、各外部委託先運用会社の組み合わせにより、投資成果の向上を図ります。なお、委託会社の判断により、適宜、外部委託先運用会社の追加、削除または入替え、ならびに各外部委託先運用会社への目標配分割合の変更を行うことがあります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 株式以外の資産への投資は、信託財産総額の50%以下とします。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。
- 資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドにおける運用の権限委託（平成22年12月10日現在）

委託会社は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

- (イ) 商号：ジェネレーション・インベストメント・マネジメント・エル・エル・ピー《英国》
委託内容：グローバル株式を対象としたサステナブル運用
- (ロ) 商号：インボックス・アセット・マネジメント・リミテッド《英国》
委託内容：グローバル株式を対象とした環境関連銘柄中心の運用
- (ハ) 商号：アローストリート・キャピタル・リミテッド・パートナーシップ《米国》
委託内容：ラッセル・グローバル環境テクノロジー基準に沿った株式を対象としたクオンツ型運用
- (ニ) 商号：マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》
委託内容：ラッセル・グローバル環境テクノロジー基準に沿った株式を対象としたグロース型運用
- (ホ) 商号：ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク《米国》
委託内容：1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金相当分の範囲内で株式先物等

を活用し、信託財産の運用効率を高めることをいいます。）

- 2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。
- 3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注））
- 4) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

（注）当ファンドで採用するマルチ・マネージャーの運用アプローチでは、委託会社は運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社を追加、削除または入替え、および各外部委託先運用会社への委託割合を変更することがあります（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク（以下「R I S」といいます。）に委託します。なお、R I Sは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、R I Sは自社の当該部門をトランジション・マネジメントに係る有価証券等の取引のブローカーとして利用します。R I Sはラッセル・インベストメント グループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書の「利害関係人との取引状況等」においてR I Sを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

当ファンドは、マルチ・マネージャーの運用アプローチを採用します。マルチ・マネージャーの運用アプローチにおいて、委託会社は当ファンドの運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社をいつでも追加、削除または入替えをすることがあります。また、委託会社は各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります。したがって、当ファンドがその運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、平成22年12月10日現在のものと異なることがあります。

なお、当ファンドの最新の外部委託先運用会社に関しては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 03 - 5411 - 1515（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条ないし第25条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下、において同じ。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

委託会社では、インベストメント・マネジメント&リサーチ部が所管する、I M & R T o k y o ポリシー&プロシージャー(社内規程)に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

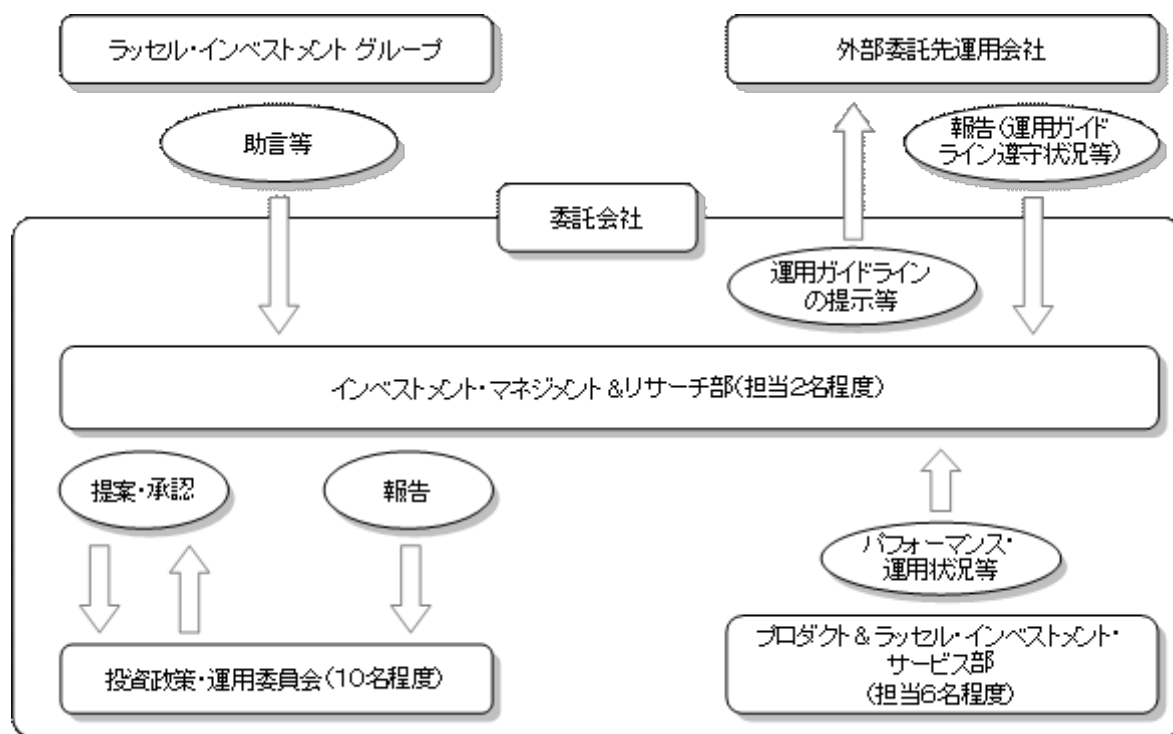
- ・委託会社の投資意思決定は、当ファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、委託会社が属するラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。
- ・プロダクト&ラッセル・インベストメント・サービス部は、当ファンドおよび外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等の報告をインベストメント・マネジメント&リサーチ部に行います。

(投資政策・運用委員会)

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、インベストメント・マネジメント&リサーチ部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する5名の委員と、議決権を有さない準委員で

構成されています。

- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行っています。

- ・外部委託先運用会社

委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。

- ・受託会社

インベストメント・オペレーション部（担当10名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

上記の体制等は平成22年10月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

年２回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

「分配金再投資コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

（５）【投資制限】

信託約款による投資制限

- (a) 株式の投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。
- (c) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (d) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第

3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(e)信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(f)先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(g)スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(h)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(i)有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- (j) 有価証券の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (k) 有価証券の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- (l) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (m) 外国為替予約取引の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図は、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行うものとします。
- (n) 資金の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

- (a) デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わ

ないものとしします。

(b)同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとしします。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは投資元金が保証されているものではありません。取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドには以下のようなリスクが伴いますので、基準価額が投資元金を下回る可能性があり、投資元金は保証されていません。信託財産に生じた利益または損失は、すべて投資者に帰属します。

なお、当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c) 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(d) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行います。市場規模や市況動向によっては当該売却が市場実勢を下げ、期待される価格で売却できないこともあり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(f) 市場動向と乖離するリスク

設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。

上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

(a) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(b) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情等があると委託会社が判断したときは、当ファンドの取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取り消す場合があります。

(c) 換金申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。

(d) 当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金について、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合があります。

(e) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

外部委託先運用会社の管理

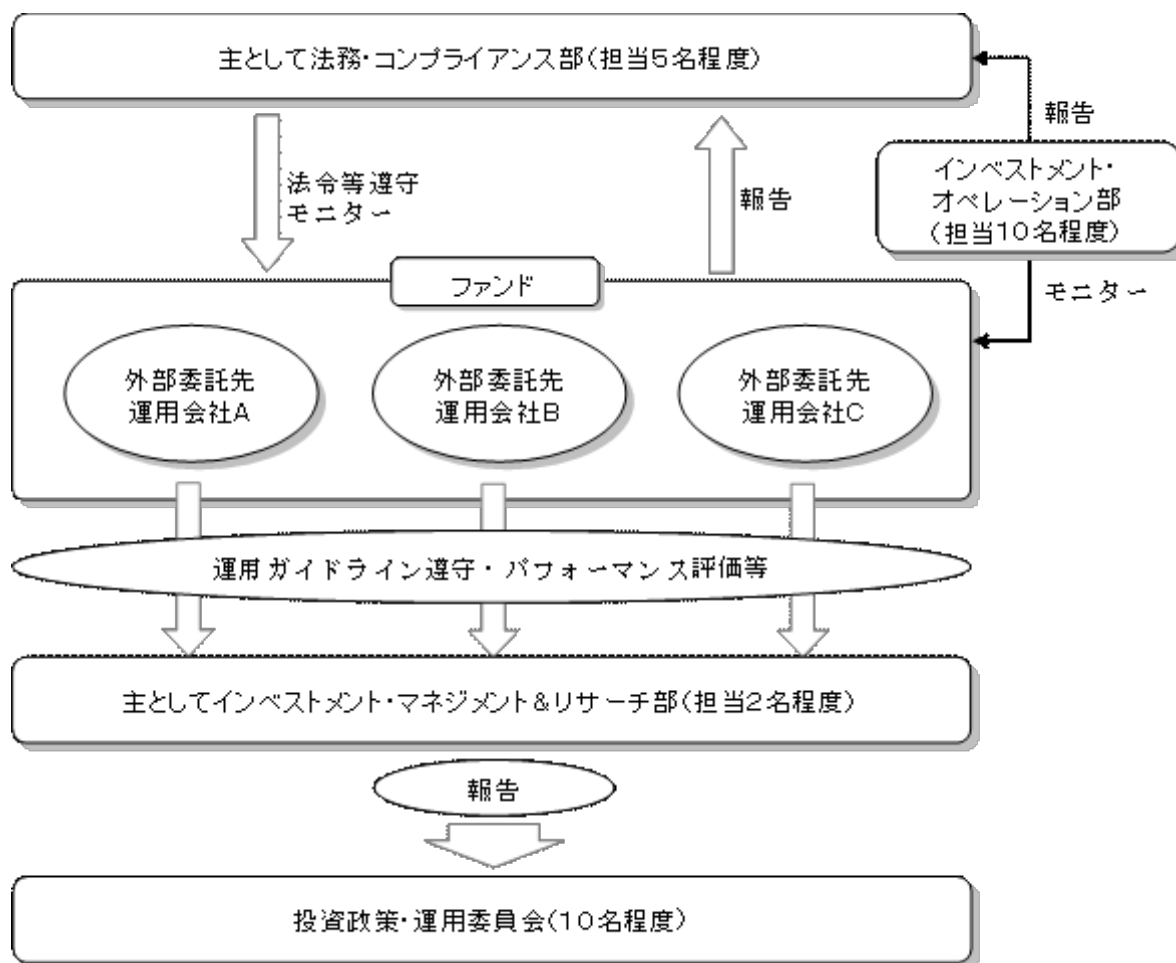
・外部委託先運用会社については、インベストメント・マネジメント&リサーチ部が所管する、I M &

R Tokyo ポリシー&プロシージャー（社内規程）に基づき、管理しています。

- ・委託会社は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています（グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。）。運用ガイドラインは外部委託先運用会社に対する運用の詳細を定めたもので、ベンチマークや目標リターン、運用スタイルといった運用の性格を記述するとともに、業種別のベンチマーク比乖離の上限、投資可能証券の範囲等を定めています。
- ・外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果がインベストメント・マネジメント&リサーチ部から、投資政策・運用委員会に報告されます。

ファンド全体の管理

ファンド全体での管理はインベストメント・オペレーション部の協力を得て、法務・コンプライアンス部がその実施状況の確認をしています。チェック項目は主として法令等の遵守状況です。また、法務・コンプライアンス部は定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況の確認をとっています。



上記の体制等は平成22年10月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社における取得申込み時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜 3.00%）です。

消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、無手数料とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

また、信託財産留保額ははありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.995%（税抜 1.90%）の率を

乗じて得た金額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社および受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年1.071% (税抜 1.02%)	年0.840% (税抜 0.80%)	年0.084% (税抜 0.08%)

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

委託会社の報酬には、当ファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産から直接の支弁は行いません。なお、グループ会社であるR I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

1. 振替受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
4. 信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. 当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
7. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、信託財産の純資産総額に年0.105%（税抜 0.10%）の率を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払い資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、10%（所得税7%、地方税3%）の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税（他の株式等の譲渡損失と通算することができます。）を選択することができます。

換金および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料を含む取得費を控除したもの）については、原則として、10%（所得税7%、地方税3%）の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は前記10%の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、換金時および償還時の損失については、上場株式等の譲渡所得および配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）と通算することができます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

平成24年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

平成24年1月1日以降は、15%（所得税15%）となる予定です。

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本について >

受益者毎の買付時の価額（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

受益者がファンドを複数回買い付けた場合、個別元本は当該受益者が買い付けを行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等でファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該特別分配金を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成22年10月末日現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成22年10月29日現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,034,365,400	6.90
	アメリカ	5,098,794,361	33.99
	ドイツ	978,863,560	6.53
	イタリア	20,169,802	0.13
	フランス	805,983,300	5.37
	オーストラリア	244,591,636	1.63
	イギリス	894,213,338	5.96
	スイス	567,593,487	3.78
	シンガポール	95,002,042	0.63
	オランダ	274,430,183	1.83
	スペイン	295,748,791	1.97
	ベルギー	374,424,751	2.50
	スウェーデン	185,744,689	1.24
	ノルウェー	93,189,079	0.62
	オーストリア	392,520,559	2.62
	タイ	28,996,650	0.19
	フィリピン	80,159,891	0.53
	フィンランド	481,051,032	3.21
	デンマーク	381,506,102	2.54
	インドネシア	27,044,290	0.18
	ブラジル	233,910,567	1.56
	チリ	137,840,361	0.92
	韓国	321,559,661	2.14
	台湾	52,645,665	0.35
	アイルランド	286,530,908	1.91
	ギリシャ	41,138,423	0.27
中国	98,630,627	0.66	
ケイマン島	358,490,979	2.39	
小計	13,885,140,134	92.57	
オプション証券等	アイルランド	39,878,626	0.27
投資証券	アメリカ	46,897,076	0.31
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,027,991,101	6.85
合計(純資産総額)		14,999,906,937	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建/売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	411,449,411	2.74
		ドイツ	234,528,342	1.56
		日本	137,020,000	0.91
		イギリス	73,124,608	0.49

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注)時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	SIEMENS AG-REG	株式	ドイツ	資本財	41,011	8,645.95	354,579,328	9,266.67	380,035,686	2.53
2	ANDRITZ AG	株式	オーストリア	資本財	36,273	5,678.92	205,991,548	6,222.82	225,720,661	1.50
3	BEKAERT NV	株式	ベルギー	資本財	8,695	20,196.74	175,610,710	24,667.22	214,481,482	1.43
4	LEGRAND SA	株式	フランス	資本財	68,605	2,805.11	192,444,921	3,103.53	212,917,785	1.42
5	ROCKWELL AUTOMATION INC	株式	アメリカ	資本財	41,873	4,557.75	190,846,750	5,035.40	210,847,408	1.41
6	NOVOZYMES A/S-B SHARES	株式	デンマーク	素材	18,578	10,812.88	200,881,811	11,023.00	204,785,294	1.37
7	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	株式	アメリカ	食品・飲料・タバコ	73,672	2,578.25	189,945,042	2,705.77	199,339,524	1.33
8	SCHNEIDER ELECTRIC SA	株式	フランス	資本財	17,182	9,978.26	171,446,536	11,446.80	196,679,029	1.31

9	3M CO	株式	アメリカ	資本財	27,784	6,869.40	190,859,654	6,881.31	191,190,380	1.27
10	PARKER HANNIFIN CORP	株式	アメリカ	資本財	31,113	5,254.61	163,486,817	6,137.12	190,944,348	1.27
11	RHODIA SA - REGR	株式	フランス	素材	73,092	1,890.72	138,196,645	2,233.61	163,259,705	1.09
12	UPONOR OYJ	株式	フィンランド	資本財	110,615	1,300.64	143,870,901	1,460.55	161,558,926	1.08
13	ATKINS(WS) PLC	株式	イギリス	商業・専門サービス	163,921	906.07	148,524,129	982.22	161,006,927	1.07
14	HALMA PLC	株式	イギリス	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	375,326	379.46	142,423,380	424.12	159,184,771	1.06
15	MINERALS TECHNOLOGIES INC	株式	アメリカ	素材	32,189	4,577.11	147,332,626	4,729.63	152,242,327	1.01
16	EMERSON ELECTRIC CO	株式	アメリカ	資本財	32,900	4,093.97	134,691,695	4,435.19	145,918,037	0.97
17	DANAHER CORP	株式	アメリカ	資本財	40,100	3,242.89	130,039,911	3,483.93	139,705,685	0.93
18	ENERSIS S.A. -SPONS ADR	株式	チリ	公益事業	74,089	1,888.02	139,881,913	1,860.46	137,840,361	0.92
19	REGAL BELOIT CORP	株式	アメリカ	資本財	27,977	4,623.82	129,360,820	4,686.76	131,121,669	0.87
20	KRONES AG	株式	ドイツ	資本財	28,573	4,983.79	142,401,873	4,531.42	129,476,446	0.86
21	COOPER INDUSTRIES PLC	株式	アイルランド	資本財	30,300	3,610.92	109,411,166	4,260.47	129,092,431	0.86
22	UMICORE	株式	ベルギー	素材	33,179	3,561.73	118,174,840	3,886.73	128,957,951	0.86
23	WATTS WATER TECHNOLOGIES-A	株式	アメリカ	資本財	44,802	2,599.80	116,476,445	2,858.65	128,073,353	0.85
24	KEMIRA OYJ	株式	フィンランド	素材	100,107	1,079.08	108,023,900	1,198.17	119,945,244	0.80
25	RATIONAL AG	株式	ドイツ	資本財	6,244	16,649.38	103,958,781	18,186.51	113,556,599	0.76
26	アイシン精機	株式	日本	輸送用機器	43,700	2,441.32	106,685,882	2,527.00	110,429,900	0.74
27	FISCHER (GEORG)-REG	株式	スイス	資本財	3,128	32,240.66	100,848,815	34,789.87	108,822,729	0.73
28	OM GROUP INC	株式	アメリカ	素材	40,498	2,414.95	97,800,820	2,660.47	107,743,799	0.72
29	DOVER CORP	株式	アメリカ	資本財	25,154	4,142.37	104,197,329	4,280.69	107,676,697	0.72
30	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	25,700	3,703.95	95,191,594	4,123.77	105,980,945	0.71

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	建設業	0.08
		化学	1.09
		医薬品	0.15
		機械	0.92
		電気機器	2.90
		輸送用機器	0.94
		精密機器	0.27
		サービス業	0.54
外国	株式	素材	10.73
		資本財	37.23
		商業・専門サービス	5.65
		運輸	0.49
		自動車・自動車部品	1.88
		耐久消費財・アパレル	0.57
		消費者サービス	0.14
		小売	0.69
		食品・飲料・タバコ	3.07
		ヘルスケア機器・サービス	3.11
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.17
		銀行	1.41
		各種金融	1.18
		保険	0.28
不動産	0.29		
ソフトウェア・サービス	2.17		
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.45		
公益事業	8.60		

	半導体・半導体製造装置	2.56
	オプション証券等	0.27
	投資証券	0.31
	合計	93.15

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（有価証券先物取引等）

資産の名称	取引所	限月	売買区分	数量	帳簿価額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
S&P MID 400 株価指数先物	シカゴ商業取引所	2010年 12月	買建	49	321,718,781	326,442,919	2.18
DJ EURO STOXX 株価指数先物	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	2010年 12月	買建	44	138,787,095	140,618,359	0.94
TOPIX 株価指数先物	東京証券取引所	2010年 12月	買建	17	141,264,400	137,020,000	0.91
MDAX INDEX 株価指数先物	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	2010年 12月	買建	18	90,440,581	93,909,983	0.63
E-MINI MSCI 株価指数先物	シカゴ商業取引所	2010年 12月	買建	19	83,961,231	85,006,492	0.57
FTSE 100 株価指数先物	ロンドン国際金融先物 オプション取引所	2010年 12月	買建	10	72,684,571	73,124,608	0.49

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注)評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年10月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(平成20年9月10日)	37,888,484,022	37,888,484,022	0.8535	0.8535
2期	(平成21年3月10日)	18,135,591,315	18,135,591,315	0.4464	0.4464
3期	(平成21年9月10日)	23,578,731,968	23,578,731,968	0.7067	0.7067
4期	(平成22年3月10日)	19,674,534,611	19,674,534,611	0.7310	0.7310
5期	(平成22年9月10日)	14,862,580,957	15,086,967,714	0.6624	0.6724
	平成21年10月末日	22,162,845,579	-	0.7049	-
	平成21年11月末日	19,972,237,116	-	0.6810	-
	平成21年12月末日	21,174,194,963	-	0.7518	-
	平成22年1月末日	19,416,999,980	-	0.7010	-
	平成22年2月末日	18,854,281,648	-	0.6957	-
	平成22年3月末日	20,413,333,805	-	0.7739	-
	平成22年4月末日	20,433,039,779	-	0.8018	-
	平成22年5月末日	17,144,289,403	-	0.6890	-
	平成22年6月末日	15,903,186,369	-	0.6558	-
	平成22年7月末日	16,114,994,280	-	0.6915	-
	平成22年8月末日	14,621,144,666	-	0.6408	-
	平成22年9月末日	15,316,997,502	-	0.6968	-
	平成22年10月末日	14,999,906,937	-	0.7000	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0100

【収益率の推移】

期	収益率(%)
1期	14.7
2期	47.7
3期	58.3
4期	3.4
5期	8.0

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して算出しています。

(注)収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

（参考情報）

以下は金融商品取引法第15条第2項に規定する目論見書（交付目論見書）に掲載している運用実績の情報です。

2010年10月29日現在



主な資産の状況 ※組入比率は純資産総額比です。

■ 組入上位5業種

順位	業種	組入比率
1	資本財	39.2%
2	素材	11.7%
3	公益事業	8.6%
4	商業・専門サービス	6.2%
5	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.1%

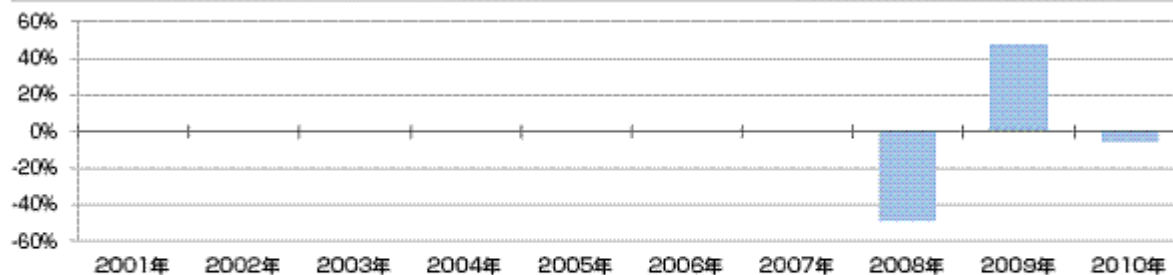
■ 組入上位5ヵ国/地域

順位	国/地域	組入比率
1	アメリカ	36.6%
2	日本	6.9%
3	ドイツ	6.5%
4	イギリス	6.4%
5	フランス	5.4%

■ 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	国/地域	組入比率
1	SIEMENS AG-REG	資本財	ドイツ	2.5%
2	ANDRITZ AG	資本財	オーストリア	1.5%
3	BEKAERT NV	資本財	ベルギー	1.4%
4	LEGRAND SA	資本財	フランス	1.4%
5	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	アメリカ	1.4%
6	NOVOZYMES A/S-B SHARES	素材	デンマーク	1.4%
7	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	食品・飲料・タバコ	アメリカ	1.3%
8	SCHNEIDER ELECTRIC SA	資本財	フランス	1.3%
9	3M CO	資本財	アメリカ	1.3%
10	PARKER HANNIFIN CORP	資本財	アメリカ	1.3%

年間収益率の推移（暦年ベース） ※当ファンドにベンチマークはありません。



※当ファンドの収益率は、分配金があった場合には、税引前分配金を再投資して算出しています。2008年は当ファンドの設定日（5月1日）から年末までの騰落率、2010年は1月から10月末までの騰落率を表示しています。

- ◆ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- ◆ 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	45,724,058,705	1,331,188,904
2期	781,653,369	4,546,870,714
3期	254,119,547	7,517,927,251
4期	34,945,329	6,483,732,015
5期	43,675,858	4,520,058,177

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。

当ファンドには、収益分配金が税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「分配金再投資コース」と、分配時に収益分配金を受け取る「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」によりお申込みされる場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款に従い契約を締結します。

取得申込みの受付

原則としていつでも取得申込みを行うことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する場合には、取得申込みの受付は行いません。

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日（ただし、上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。）の取扱いとなります。

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 03-5411-1515（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

申込手数料

3.15%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込単位

申込単位は、10万円以上1円単位または10万口以上1口単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

その他

(a) 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があると委託会社が判断したときは、取得申込みを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

(b) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金申込みの受付

原則としていつでも換金申込みを行うことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する場合には、換金申込みの受付は行いません。

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日（ただし、上記の換金申込みの受付を行わない日を除きます。）の取扱い

となります。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の参照先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 03-5411-1515（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

換金単位

換金単位は、1口以上1口単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払い致します。

その他

- (a) 「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (b) 当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金について、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合があります。
- (c) 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があると委託会社が判断したときは、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消す場合があります。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。
- (d) 「解約請求」を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 03-5411-1515（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、信託期間は無期限です。

ただし、後述の「(5) その他 信託の終了（繰上償還）」による場合、信託を終了することがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月11日から9月10日まで、および9月11日から翌年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- (a) 委託会社は、信託契約締結日から1年経過後、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が100億円を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（上記(a)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合におい

て、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- (g) 上記(a)から(f)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。

反対者の買取請求権

当ファンドの繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「信託の終了（繰上償還）」(b)または「信託約款の変更等」(b)に規定する書面に付記します。

関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(b) 運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結される当ファンドの運用指図の権限の委託に関する投資顧問契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約は当ファンドの償還日に終了するものとします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎期決算後および繰上償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

収益分配金請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の持分に応じて請求することができます。

販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対する収益分配金の支払いを、原則として決算日（当該決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧ならびに謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第4期計算期間（平成21年9月11日から平成22年3月10日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第5期計算期間（平成22年3月11日から平成22年9月10日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成21年9月11日から平成22年3月10日まで）及び第5期計算期間（平成22年3月11日から平成22年9月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ラッセル世界環境テクノロジー・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 平成22年3月10日現在	第5期 平成22年9月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,188,347,742	747,627,553
コール・ローン	122,568,109	64,267,325
株式	17,987,327,623	13,624,660,500
オプション証券等	49,301,369	47,452,969
投資証券	83,121,248	53,634,730
派生商品評価勘定	274,804,743	346,969,542
未収入金	432,260,543	959,316,897
未収配当金	24,286,067	24,019,457
未収利息	335	193
差入委託証拠金	79,981,399	90,950,956
流動資産合計	20,241,999,178	15,958,900,122
資産合計		
	20,241,999,178	15,958,900,122
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	232,732,115	317,723,174
未払金	86,740,125	346,453,882
未払収益分配金	-	224,386,757
未払解約金	33,525,966	24,442,636
未払受託者報酬	8,811,176	7,464,898
未払委託者報酬	200,454,288	169,826,280
その他未払費用	5,200,897	6,021,538
流動負債合計	567,464,567	1,096,319,165
負債合計		
	567,464,567	1,096,319,165
純資産の部		
元本等		
元本	26,915,058,066	22,438,675,747
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,240,523,455	7,576,094,790
（分配準備積立金）	325,356,931	55,701,833
元本等合計	19,674,534,611	14,862,580,957
純資産合計		
	19,674,534,611	14,862,580,957
負債純資産合計		
	20,241,999,178	15,958,900,122

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期	第5期
	自平成21年9月11日 至平成22年3月10日	自平成22年3月11日 至平成22年9月10日
営業収益		
受取配当金	115,092,192	204,424,391
配当株式	-	2,025,693
受取利息	230,793	135,998
有価証券売買等損益	1,455,487,198	208,465,134
派生商品取引等損益	115,234,690	10,029,641
為替差損益	795,758,135	1,183,396,778
その他収益	24,304	41,697
営業収益合計	890,311,042	1,195,263,774
営業費用		
受託者報酬	8,811,176	7,464,898
委託者報酬	200,454,288	169,826,280
その他費用	17,272,064	14,516,519
営業費用合計	226,537,528	191,807,697
営業利益又は営業損失()	663,773,514	1,387,071,471
経常利益又は経常損失()	663,773,514	1,387,071,471
当期純利益又は当期純損失()	663,773,514	1,387,071,471
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	10,894,512	69,636,313
期首剰余金又は期首欠損金()	9,785,112,784	7,240,523,455
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,901,564,815	1,215,644,004
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,901,564,815	1,215,644,004
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,854,488	9,393,424
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,854,488	9,393,424
分配金	-	224,386,757
期末剰余金又は期末欠損金()	7,240,523,455	7,576,094,790

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第4期 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	第5期 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 株式、オプション証券等及び投資証券については移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、取得価額または委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 	<p>有価証券 同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>	<p>(1)先物取引 同左</p>

<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>(2)為替予約取引 同左</p> <p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>
-----------------------------------	---	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 4 期 平成22年3月10日現在	第 5 期 平成22年9月10日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	33,363,844,752円 34,945,329円 6,483,732,015円	26,915,058,066円 43,675,858円 4,520,058,177円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,240,523,455円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,576,094,790円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	26,915,058,066口	22,438,675,747口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p>第 4 期 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日</p>	<p>第 5 期 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日</p>
--	--

<p>分配金の計算過程</p> <p>平成22年3月10日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（85,014,918円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金(9,422,563円)及び分配準備積立金(240,342,013円)より分配対象収益は334,779,494円（一万口当たり124.37円）であります。分配を行っておりません。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>平成22年9月10日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,309,758円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金(8,395,944円)及び分配準備積立金(270,778,832円)より分配対象収益は288,484,534円（一万口当たり128.56円）であり、うち224,386,757円（一万口当たり100.00円）を分配金額としております。</p>
--	---

（金融商品に関する注記）

区 分	第 4 期 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	第 5 期 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日
追加情報		当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（改正企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

区 分	第 4 期 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	第 5 期 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク		当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、デリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。 デリバティブ取引は、将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、外部委託運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。（グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。）また、定期的に外部委託運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を確認します。また、定期的に外部委託運用会社から法令遵守状況の確認をしています。
-------------------	---

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 4 期 平成22年3月10日現在	第 5 期 平成22年9月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項		<p>貸借対照表計上額は、原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「(3) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「2. 取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
----------------------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第4期 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日		第5期 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	17,987,327,623	883,337,733	115,059,879
オプション証券等	49,301,369	0	3,408,870
投資証券	83,121,248	14,969,490	2,369,589
合 計	18,119,750,240	898,307,223	114,020,598

(デリバティブ取引等に関する注記)

1. 取引の状況に関する事項

区 分	第4期 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	第5期 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。	
2. 取引に対する取り組み方針と利用目的	株価指数先物取引は、将来の株価変動リスクを回避し、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の将来の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的にしており、投機的な取引は行わない方針であります。	
3. 取引に係わるリスクの内容	株価指数先物取引に係わる主要なリスクは、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動する、価格変動リスクであります。為替予約取引に係わる主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化による損失が発生する信用リスクであります。	

4. 取引に係わるリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

株式関連

第4期（平成22年3月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,346,687,046		1,390,442,475	43,755,429
合計		1,346,687,046		1,390,442,475	43,755,429

株式関連

第5期（平成22年9月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	995,919,341		1,011,561,130	15,641,789
合計		995,919,341		1,011,561,130	15,641,789

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連

第4期（平成22年3月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	12,150,955,996		12,005,289,998	145,665,998
	米ドル	7,376,293,198		7,358,178,899	18,114,299
	加ドル	6,269,577		6,264,728	4,849
	豪ドル	81,018,112		81,228,886	210,774
	英ポンド	418,545,055		401,768,226	16,776,829
	スイスフラン	629,108,835		607,657,164	21,451,671
	香港ドル	197,761,222		198,904,952	1,143,730
	シンガポールドル	450,284,265		446,450,332	3,833,933
	ニュージーランドドル	5,680,237		5,683,161	2,924
	スウェーデンクローネ	507,842,536		496,075,776	11,766,760
	ノルウェークローネ	69,163,208		68,747,153	416,055
	デンマーククローネ	210,136,386		197,484,013	12,652,373
	ユーロ	2,198,853,365		2,136,846,708	62,006,657
	買建	11,130,407,865		10,983,059,066	147,348,799
	米ドル	6,222,320,460		6,191,799,340	30,521,120
	加ドル	11,777,687		12,069,292	291,605
	豪ドル	134,140,611		135,812,869	1,672,258
	英ポンド	546,501,043		530,485,024	16,016,019
	スイスフラン	479,532,653		469,186,091	10,346,562
	香港ドル	187,282,092		181,989,325	5,292,767
	シンガポールドル	325,178,059		326,321,609	1,143,550
	ニュージーランドドル	10,905,412		10,893,159	12,253
	スウェーデンクローネ	253,351,292		253,692,392	341,100
	ノルウェークローネ	120,570,787		119,851,829	718,958
	デンマーククローネ	115,332,368		109,769,617	5,562,751
	ユーロ	2,723,515,401		2,641,188,519	82,326,882
合計	23,281,363,861		22,988,349,064	1,682,801	

通貨関連

第5期(平成22年9月10日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	12,305,684,747		12,003,250,065	302,434,682
	米ドル	7,256,171,973		7,033,084,072	223,087,901
	加ドル	14,901,900		15,127,613	225,713
	豪ドル	66,440,198		67,275,507	835,309
	英ポンド	915,617,762		898,403,851	17,213,911
	スイスフラン	716,527,742		719,211,074	2,683,332
	香港ドル	9,783,491		9,679,682	103,809
	シンガポールドル	56,512,737		55,012,878	1,499,859
	ニュージーランドドル	5,403,178		5,481,870	78,692
	スウェーデンクローネ	574,502,233		577,319,919	2,817,686
	ノルウェークローネ	173,597,472		171,579,684	2,017,788
	デンマーククローネ	317,267,588		308,488,492	8,779,096
	ユーロ	2,198,958,473		2,142,585,423	56,373,050
	買建	11,254,860,828		10,966,030,725	288,830,103
	米ドル	6,946,869,936		6,726,269,561	220,600,375
	加ドル	29,156,073		28,515,046	641,027
	豪ドル	119,208,914		122,366,328	3,157,414
	英ポンド	808,033,886		794,697,973	13,335,913
	スイスフラン	509,354,219		512,270,060	2,915,841
	香港ドル	10,248,074		9,917,624	330,450
	シンガポールドル	60,731,320		59,413,217	1,318,103
	ニュージーランドドル	9,978,199		10,082,290	104,091
	スウェーデンクローネ	551,683,138		545,695,833	5,987,305
	ノルウェークローネ	143,461,443		142,250,568	1,210,875
	デンマーククローネ	128,435,514		126,386,973	2,048,541
	ユーロ	1,937,700,112		1,888,165,252	49,534,860
	合計	23,560,545,575		22,969,280,790	13,604,579

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	第5期 自 平成21年3月11日 至 平成22年9月10日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	第4期 平成22年3月10日現在	第5期 平成22年9月10日現在
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.7310円 (7,310円)	0.6624円 (6,624円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式
次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	日揮	40,000	1,508	60,320,000	
	中外炉工業	57,000	278	15,846,000	
	建設業 計	97,000		76,166,000	
	東レ	71,000	472	33,512,000	
	繊維製品 計	71,000		33,512,000	
	旭化成	111,000	451	50,061,000	
	エア・ウォーター	69,000	997	68,793,000	
	積水化学工業	24,000	499	11,976,000	
	化学 計	204,000		130,830,000	
	中外製薬	18,100	1,528	27,656,800	
	医薬品 計	18,100		27,656,800	
	ニチアス	234,000	346	80,964,000	
	ガラス・土石製品 計	234,000		80,964,000	
	三浦工業	26,300	1,928	50,706,400	
	月島機械	69,000	565	38,985,000	
	オルガノ	95,000	531	50,445,000	
	栗田工業	37,800	2,327	87,960,600	
	ダイフク	32,000	425	13,600,000	
	前澤給装工業	21,300	1,009	21,491,700	
	機械 計	281,400		263,188,700	
	ダイヘン	99,000	345	34,155,000	
	山武	49,100	2,090	102,619,000	
	堀場製作所	35,800	2,053	73,497,400	
	スタンレー電気	68,600	1,377	94,462,200	
	ファナック	3,700	9,700	35,890,000	
	京セラ	6,400	7,670	49,088,000	
	村田製作所	14,600	4,210	61,466,000	
	電気機器 計	277,200		451,177,600	
	アイシン精機	23,800	2,311	55,001,800	
	輸送用機器 計	23,800		55,001,800	
	HOYA	3,400	1,975	6,715,000	
	精密機器 計	3,400		6,715,000	
	関西電力	10,700	2,190	23,433,000	
電気・ガス業 計	10,700		23,433,000		
ダイセキ	62,700	1,545	96,871,500		
サービス業 計	62,700		96,871,500		
円 計		1,283,300		1,245,516,400	
米ドル	3M CO	26,766	82.96	2,220,507.36	
	ADVANCED ENERGY INDUSTRIES	32,242	14.15	456,224.30	
	AMAZON.COM INC	3,084	140.38	432,931.92	
	AMDOCS LTD	33,596	26.58	892,981.68	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	11,300	22.56	254,928.00	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	70,519	31.85	2,246,030.15	
	AVISTA CORP	25,741	20.86	536,957.26	
	BALDOR ELECTRIC	34,145	37.94	1,295,461.30	
	CR BARD INC	7,926	77.44	613,789.44	
	BECTON DICKINSON & CO	16,621	70.83	1,177,265.43	
	BLACKBAUD INC	15,102	22.07	333,301.14	
	BROWN & BROWN INC	26,189	19.81	518,804.09	
	CALIFORNIA WATER SERVICE GROUP	29,300	35.40	1,037,220.00	
	CEMIG SA -SPONS ADR	11,095	15.84	175,744.80	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	15,900	20.91	332,469.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE-ADR	26,597	40.04	1,064,943.88	
	COOPER INDUSTRIES PLC	35,034	44.43	1,556,560.62	

COPART INC	5,770	34.54	199,295.80
CRANE CO	12,453	37.17	462,878.01
DANAHER CORP	25,500	39.49	1,006,995.00
DEERE & CO	6,274	67.34	422,491.16
DOVER CORP	23,787	48.93	1,163,897.91
EBAY INC	21,201	24.30	515,184.30
ECOLAB INC	6,908	49.19	339,804.52
EDISON INTERNATIONAL	12,222	34.69	423,981.18
EMCOR GROUP INC	10,490	23.86	250,291.40
EMERSON ELECTRIC CO	42,125	50.23	2,115,938.75
ENERSIS S.A. -SPONS ADR	59,440	23.24	1,381,385.60
FIRST SOLAR INC	2,646	138.34	366,047.64
FLOWSERVE CORP	7,000	98.97	692,790.00
FOSTER WHEELER AG	25,900	23.42	606,578.00
FUEL SYSTEMS SOLUTIONS INC	13,669	34.59	472,810.71
GREENHILL & CO INC	9,312	77.57	722,331.84
HEADWATERS INC	115,750	3.33	385,447.50
HENRY SCHEIN INC	17,117	55.51	950,164.67
HUBBELL INC -CL B	3,524	47.19	166,297.56
IDACORP INC	32,656	35.63	1,163,533.28
INGERSOLL-RAND PLC	37,776	34.21	1,292,316.96
INTERFACE INC-CLASS A	5,919	13.60	80,498.40
ITRON INC	11,950	58.13	694,653.50
JA SOLAR HOLDINGS CO LTD-ADR	88,600	7.16	634,376.00
JOHNSON CONTROLS INC	34,200	28.38	970,596.00
JONES LANG LASALLE INC	6,959	80.35	559,155.65
KAYDON CORP	8,398	34.00	285,532.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	4,404	75.79	333,779.16
LKQ CORP	43,500	19.83	862,605.00
MASTEC INC	81,900	9.75	798,525.00
MINERALS TECHNOLOGIES INC	19,503	55.79	1,088,072.37
NALCO HOLDING CO	46,400	25.43	1,179,952.00
NORTHERN TRUST CORP	25,239	47.94	1,209,957.66
OM GROUP INC	24,150	27.46	663,159.00
ORMAT TECHNOLOGIES INC	17,100	28.84	493,164.00
OWENS CORNING INC	13,844	25.78	356,898.32
PALL CORP	39,900	37.45	1,494,255.00
PARKER HANNIFIN CORP	33,100	64.96	2,150,176.00
PAYCHEX INC	31,619	25.79	815,454.01
PENTAIR INC	26,693	32.27	861,383.11
PERKINELMER INC	80,536	22.03	1,774,208.08
QUALCOMM INC COMPANY	20,389	40.90	833,910.10
QUANTA SERVICES INC	37,890	18.26	691,871.40
REPUBLIC SERVICES INC	33,850	30.43	1,030,055.50
ROCKWELL AUTOMATION INC	42,371	56.19	2,380,826.49
SHAW GROUP INC	10,875	33.32	362,355.00
SIEMENS AG-SPONS ADR	1,874	96.08	180,053.92
SILICON GRAPHICS INTERNATION	6,417	7.43	47,678.31
SOLERA HOLDINGS INC	11,507	40.53	466,378.71
STRAYER EDUCATION INC	2,282	150.13	342,596.66
SUNPOWER CORP-CLASS B	47,000	11.15	524,050.00
T ROWE PRICE GROUP INC	9,130	48.61	443,809.30
TENNECO INC	7,431	25.49	189,416.19
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	44,669	45.79	2,045,393.51
TRINA SOLAR LTD-SPON ADR	6,200	27.82	172,484.00
TRINITY INDUSTRIES INC	24,880	18.70	465,256.00
TYCO INTERNATIONAL LTD	22,079	39.79	878,523.41
UNITED TECHNOLOGIES CORP	9,841	68.62	675,289.42
UNITED UTILITIES GROUP-ADR	881	18.28	16,104.68

	URS CORP	25,200	38.16	961,632.00	
	US ECOLOGY INC	18,195	13.19	239,992.05	
	VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	22,362	57.08	1,276,422.96	
	VCA ANTECH INC	11,313	20.98	237,346.74	
	VERISK ANALYTICS INC-CLASS A	18,651	27.80	518,497.80	
	VICOR CORP	1,845	14.15	26,106.75	
	WASTE CONNECTIONS INC	8,880	39.32	349,161.60	
	WATERS CORP	4,531	65.25	295,647.75	
	WATTS WATER TECHNOLOGIES-A	51,559	32.14	1,657,106.26	
	WOODWARD GOVERNOR CO	20,335	28.72	584,021.20	
	YINGLI GREEN ENERGY HOLD-ADR	22,200	11.75	260,850.00	
米ドル 計		2,101,228		65,705,820.13 (5,527,830,647)	
豪ドル	BRAMBLES LTD	83,547	6.13	512,143.11	
	CAMPBELL BROTHERS LTD	34,966	31.90	1,115,415.40	
	COCHLEAR LIMITED	5,289	72.30	382,394.70	
	SIMS METAL MANAGEMENT LTD	69,833	18.10	1,263,977.30	
	TRANSPACIFIC INDUSTRIES GROUP	492,223	1.07	526,678.61	
豪ドル 計		685,858		3,800,609.12 (295,307,328)	
英ポンド	ATKINS(W.S) PLC	162,524	7.02	1,140,918.48	
	HALMA PLC	392,203	2.95	1,155,430.03	
	HANSEN TRANSMISSIONS INT	919,027	0.57	525,223.93	
	IMI PLC	26,184	7.31	191,405.04	
	INVENSYS PLC	206,043	2.70	556,316.10	
	NORTHUMBRIAN WATER GROUP PLC	23,277	3.50	81,376.39	
	OCADO GROUP PLC	173,279	1.48	255,586.52	
	ROTORK PLC	31,164	16.71	520,750.44	
	SHANKS GROUP PLC	349,800	1.02	357,845.40	
	SMITH (DAVID S) HOLDINGS PLC	383,006	1.49	570,678.94	
	SPECTRIS PLC	48,982	10.12	495,697.84	
	STANDARD CHARTERED PLC	23,387	19.15	447,861.05	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	37,893	5.96	225,842.28	
	VODAFONE GROUP PLC	506,311	1.59	807,312.88	
英ポンド 計		3,283,080		7,332,245.32 (950,772,250)	
スイスフラン	BELIMO HOLDING AG-REG	168	1,530.00	257,040.00	
	FISCHER (GEORG)-REG	2,154	385.00	829,290.00	
	GEBERIT AG-REG	3,083	169.80	523,493.40	
	NESTLE SA-REG	20,858	53.85	1,123,203.30	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	6,355	144.00	915,120.00	
	SCHULTHESS GROUP-REG	436	31.90	13,908.40	
	SGS SA-REG	333	1,569.00	522,477.00	
	SULZER AG-REG	12,948	106.40	1,377,667.20	
	SYNTHES INC	8,246	119.90	988,695.40	
	ZEHNDER GROUP AG-BR	37	1,824.00	67,488.00	
スイスフラン 計		54,618		6,618,382.70 (548,068,271)	
香港ドル	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	909,800	8.16	7,423,968.00	
	DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-H	172,000	34.30	5,899,600.00	
	LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	804,600	5.85	4,706,910.00	
	XINAO GAS HOLDINGS LTD	424,100	21.50	9,118,150.00	
	XINYI GLASS HOLDING CO LTD	1,722,500	4.33	7,458,425.00	
	YINGDE GASES GROUP COMPANY	1,090,000	7.15	7,793,500.00	
香港ドル 計		5,123,000		42,400,553.00 (459,197,988)	
シンガポールドル	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	288,100	4.35	1,253,235.00	
	SMRT CORP LTD	206,000	2.09	430,540.00	
	SOUND GLOBAL LTD	1,215,000	0.73	880,875.00	

	UNITED OVERSEAS BANK	25,630	18.76	480,818.80	
シンガポールドル 計		1,734,730		3,045,468.80 (190,889,984)	
スウェーデンクローネ	ALFA LAVAL AB	9,976	116.40	1,161,206.40	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	31,234	119.30	3,726,216.20	
	CARDO AB	24,196	241.50	5,843,334.00	
	SKF AB-B SHS	314	141.40	44,399.60	
スウェーデンクローネ 計		65,720		10,775,156.20 (124,345,302)	
ノルウェークローネ	TOMRA SYSTEMS ASA	206,123	35.20	7,255,529.60	
ノルウェークローネ 計		206,123		7,255,529.60 (98,602,647)	
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-NVDR	103,600	108.50	11,240,600.00	
タイバーツ 計		103,600		11,240,600.00 (30,686,838)	
デンマーククローネ	DANISCO A/S	18,315	453.60	8,307,684.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	12,125	533.00	6,462,625.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	13,778	734.50	10,119,941.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	26,060	209.40	5,456,964.00	
デンマーククローネ 計		70,278		30,347,214.00 (434,875,576)	
インドネシアルピア	BANK RAKYAT INDONESIA	333,500	95.50	31,849,250.00	
インドネシアルピア 計		333,500		31,849,250.00 (30,256,787)	
ブラジルリアル	AES TIETE SA-PREF	69,300	21.50	1,489,950.00	
	ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	77,196	15.99	1,234,364.04	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	39,710	27.00	1,072,170.00	
	CIA SANEAMENTO MINAS GERAIS	35,000	24.50	857,500.00	
ブラジルリアル 計		221,206		4,653,984.04 (227,207,500)	
韓国ウォン	HYOSUNG CORPORATION	1,832	1,100.00	2,015,200.00	
	OCI CO LTD	1,553	3,360.00	5,218,080.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	2,563	1,175.00	3,011,525.00	
	TAEWOONG CO LTD	10,800	510.00	5,508,000.00	
	WOONGJIN COWAY CO LTD	25,090	435.00	10,914,150.00	
韓国ウォン 計		41,838		26,666,955.00 (192,535,415)	
新台湾ドル	DELTA ELECTRONICS INC	226,020	121.50	27,461,430.00	
新台湾ドル 計		226,020		27,461,430.00 (72,498,175)	
ユーロ	A-TEC INDUSTRIES AG	31,779	5.90	187,496.10	
	AALBERTS INDUSTRIES NV	41,285	12.19	503,057.72	
	AIXTRON AG	16,247	19.60	318,359.96	
	ANDRITZ AG	34,810	50.33	1,751,987.30	
	ARKEMA	2,492	35.70	88,951.94	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	92,983	10.04	933,549.32	
	BEKAERT NV	6,941	171.80	1,192,463.80	
	BWT AG	32,377	18.40	595,736.80	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	15,626	32.12	501,907.12	
	DERICHEBOURG	120,858	3.45	416,960.10	
	EDP RENOVAVEIS SA	190,442	4.42	840,991.87	
	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	242	5.16	1,249.20	
	GEA GROUP AG	59,400	17.72	1,052,568.00	
	GRONTMIJ NV-CVA	30,461	13.27	404,217.47	
	HAMON SA	13,200	24.56	324,192.00	
	IBERDROLA RENOVABLES SA	285,356	2.62	747,918.07	
	IBERDROLA SA	72,498	5.74	416,138.52	
	KEMIRA OYJ	94,258	9.56	901,106.48	
	KINGSPAN GROUP PLC	67,597	5.62	379,895.14	

KINGSPAN GROUP PLC	102,057	5.64	575,601.48	
KRONES AG	26,616	44.41	1,182,016.56	
LANDI RENZO SPA	174,738	3.71	647,404.29	
LASSILA & TIKANOJA OYJ	29,889	13.45	402,007.05	
LEGRAND SA	54,833	24.66	1,352,181.78	
MAYR-MELNHOF KARTON AG	5,624	76.33	429,279.92	
MERSEN (EX CARBON LORRAINE)	244	28.00	6,832.00	
METSO OYJ	4,359	30.65	133,603.35	
PHOENIX SOLAR AG	5,300	28.37	150,334.50	
PUBLIC POWER CORP	30,078	11.94	359,131.32	
QIAGEN N.V.	22,662	14.79	335,170.98	
RATIONAL AG	6,335	148.00	937,580.00	
RHODIA SA - REGR	64,575	16.70	1,078,402.50	
SAFT GROUPE SA	7,714	27.83	214,680.62	
SCHNEIDER ELECTRIC SA	20,097	88.38	1,776,172.86	
SECHE ENVIRONNEMENT	4,614	55.61	256,584.54	
SIEMENS AG-REG	19,991	75.45	1,508,320.95	
SMA SOLAR TECHNOLOGY AG	8,055	83.10	669,370.50	
SUEZ ENVIRONNEMENT CO	27,489	13.64	374,812.51	
UMICORE	20,879	30.40	634,721.60	
UNILEVER NV-CVA	38,730	21.74	841,796.55	
UPONOR OYJ	97,395	11.54	1,123,938.30	
VACON OYJ	4,144	35.21	145,910.24	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	55,086	20.34	1,120,173.81	
VERBUND AG	14,293	26.83	383,481.19	
VOSSLOH AG	4,729	80.60	381,157.40	
WARTSILA OYJ	8,873	43.85	389,081.05	
WAVIN NV	37,298	9.01	335,943.08	
ZHONGDE WASTE TECHNOLOGY AG	19,937	14.15	282,108.55	
ZUMTOBEL AG	28,532	13.27	378,476.98	
ユーロ計	2,154,018		29,965,023.37 (3,196,069,392)	
合計	17,688,117		13,624,660,500 (12,379,144,100)	

株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
オプション証券等	米ドル	HINDUSTAN UNILEVER LTD(CW/MS)12/14/2011	93,990	564,043.38	
			93,990	564,043.38 (47,452,969)	
オプション証券等 合計	米ドル計			47,452,969 (47,452,969)	
投資証券	米ドル	PLUM CREEK TIMBER CO	18,055.00	637,522.05	
			18,055.00	637,522.05 (53,634,730)	
投資証券計	米ドル計			53,634,730 (53,634,730)	
合計				101,087,699 (101,087,699)	

有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
----	-----	--------------	----------------	----------------

米ドル	株式 87銘柄 オプション証券等 1銘柄 投資証券 1銘柄	98.2%	0.8% 1.0%	44.3% 0.4% 0.4%
豪ドル	株式 5銘柄	100.0%		2.4%
英ポンド	株式 14銘柄	100.0%		7.6%
スイスフラン	株式 10銘柄	100.0%		4.4%
香港ドル	株式 6銘柄	100.0%		3.7%
シンガポールドル	株式 4銘柄	100.0%		1.5%
スウェーデンクローネ	株式 4銘柄	100.0%		1.0%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.0%		0.8%
タイバーツ	株式 1銘柄	100.0%		0.2%
デンマーククローネ	株式 4銘柄	100.0%		3.5%
インドネシアルピ	株式 1銘柄	100.0%		0.2%
ブラジルレアル	株式 4銘柄	100.0%		1.8%
韓国ウォン	株式 5銘柄	100.0%		1.5%
新台湾ドル	株式 1銘柄	100.0%		0.6%
ユーロ	株式 49銘柄	100.0%		25.6%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下は平成22年10月29日現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

資産総額	15,542,894,296 円
負債総額	542,987,359 円
純資産総額(-)	14,999,906,937 円
発行済口数	21,429,663,234 口
1口当たり純資産額(/)	0.7000 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定

に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成22年12月10日現在の委託会社の資本金の額：1,609.5百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5カ年における主な資本の額の増減

平成18年1月に325百万円増資

平成18年3月に130百万円増資

平成20年8月に204.5百万円増資

平成20年9月に150百万円増資

（2）会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等順守体制を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

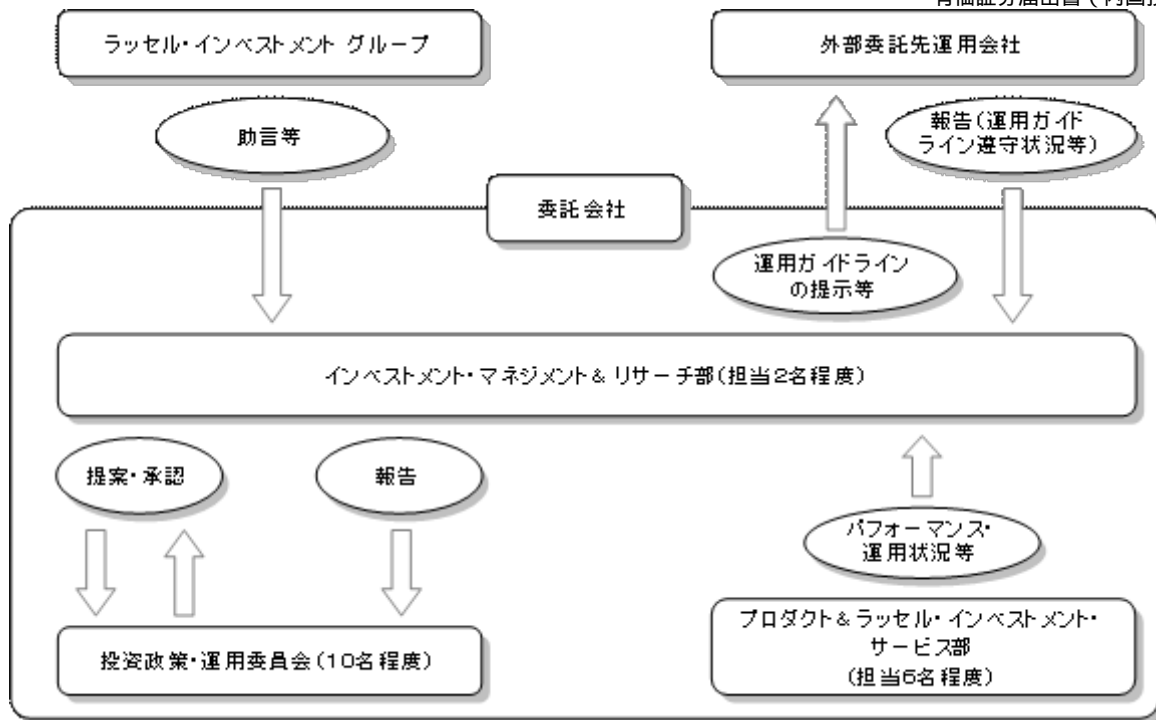
投資運用の意思決定機構

1．投資に関する意思決定プロセス

投資方針は、インベストメント・マネジメント&リサーチ部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、企画・立案をします。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、インベストメント・マネジメント&リサーチ部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する5名の委員と、議決権を有さない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。

2．運用の組織体制



上記の体制等は平成22年10月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

平成22年10月29日現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	29本	218,370,574,230円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	29本	218,370,574,230円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第11期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しており、第12期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び第12期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
資産の部			
流動資産			
預金		3,490,289	2,856,644
前払費用		49,385	47,680
未収入金	2	41,321	24,858
未収委託者報酬		289,842	234,662
未収運用受託報酬		245,820	796,648
未収コンサルティング報酬		45,325	48,065
繰延税金資産		207,317	-
未収還付法人税等		45,036	8,660
その他流動資産	3	15,819	8,192
流動資産合計		4,430,158	4,025,413
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備		238,293	135,568
器具備品		136,524	97,513
有形固定資産合計	1	374,817	233,082
無形固定資産			
ソフトウェア		17,213	14,567
無形固定資産合計		17,213	14,567
投資その他の資産			
長期差入保証金		255,324	193,533
長期前払費用		383	183
繰延税金資産		185,443	-
投資その他の資産合計		441,151	193,717
固定資産合計		833,182	441,367
資産合計		5,263,341	4,466,780

(単位：千円)

	第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	24,828	26,252
未払金		
未払手数料	21,459	15,867
未払委託調査費	270,242	288,836
未払委託計算費	4,709	5,049
その他未払金	181,743	187,203
未払金合計	478,154	496,957
未払費用	120,263	20,115
未払消費税等	-	53,335
前受金	45,412	45,412
賞与引当金	75,618	47,830
事務所移転費用引当金	49,108	-
流動負債合計	793,386	689,904
固定負債		
長期未払金	332,583	421,846
長期未払費用	147,935	242,364
固定負債合計	480,518	664,210
負債合計	1,273,905	1,354,114
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,609,500	1,609,500
資本剰余金		
資本準備金	1,921,485	1,921,485
資本剰余金合計	1,921,485	1,921,485
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	458,450	418,319
利益剰余金合計	458,450	418,319
株主資本合計	3,989,435	3,112,665
純資産合計	3,989,435	3,112,665
負債純資産合計	5,263,341	4,466,780

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第11期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第12期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,164,664	1,724,132
運用受託報酬	750,542	1,365,394
コンサルティング報酬	564,790	521,610
受入手数料	257,132	192,443
その他収益	1,825,648	59,864
営業収益合計	5,562,778	3,863,444
営業費用		
支払手数料	309,006	246,113
広告宣伝費	39,147	2,493
調査費		
委託調査費	1,154,034	1,166,342
図書費	3,442	2,924
調査費合計	1,157,477	1,169,267
委託計算費	81,560	57,886
業務委託費	-	17,366
営業雑経費		
通信費	16,080	12,723
印刷費	37,485	14,836
協会費	10,248	11,155
営業雑経費合計	63,814	38,715
営業費用合計	1,651,005	1,531,843
一般管理費		
給料		
役員報酬	109,064	84,422
給料・手当	1,334,268	1,139,596
賞与	27,914	215,612
賞与引当金繰入額	75,618	47,830
給料合計	1,546,865	1,487,462
福利厚生費	163,640	124,652
交際費	18,614	18,802
寄付金	15,178	6,581
旅費交通費	61,292	30,022
租税公課	32,830	23,396
不動産賃借料	342,662	328,083
退職給付費用	163,266	145,740
消耗器具備品費	235,239	215,945
事務委託費	100,384	63,484
関係会社業務委託費	15,196	-
修繕費	5,663	39,365
水道光熱費	10,707	8,024
会議費用	2,557	2,480
固定資産減価償却費	33,394	45,854
諸経費	192,283	144,178
一般管理費合計	2,939,778	2,684,076
営業利益又は営業損失()	971,994	352,475
営業外収益		
受取利息	3,717	1,319
為替差益	4,709	8,499
還付加算金	-	2,063
その他営業外収益	999	2,149
営業外収益合計	9,426	14,033
経常利益又は経常損失()	981,420	338,442
特別利益		
事務所移転費用引当金戻入	-	18,108
前期損益修正益	57,130	-
特別利益合計	57,130	18,108

特別損失		
事務所移転費用引当金繰入	49,108	-
割増退職金	187,766	54,256
固定資産除却損	-	104,468
特別損失合計	<u>236,875</u>	<u>158,725</u>
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()	801,675	479,059
法人税、住民税及び事業税	137,402	4,950
法人税等調整額	114,784	392,760
法人税等合計	<u>252,187</u>	<u>397,711</u>
当期純利益又は当期純損失()	<u>549,488</u>	<u>876,770</u>

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	第11期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,255,000	1,609,500
当期変動額		
新株の発行	354,500	-
当期変動額合計	354,500	-
当期末残高	1,609,500	1,609,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,566,985	1,921,485
当期変動額		
新株の発行	354,500	-
当期変動額合計	354,500	-
当期末残高	1,921,485	1,921,485
資本剰余金合計		
前期末残高	1,566,985	1,921,485
当期変動額		
新株の発行	354,500	-
当期変動額合計	354,500	-
当期末残高	1,921,485	1,921,485
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	91,037	458,450
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	549,488	876,770
当期変動額合計	549,488	876,770
当期末残高	458,450	418,319
利益剰余金合計		
前期末残高	91,037	458,450
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	549,488	876,770
当期変動額合計	549,488	876,770
当期末残高	458,450	418,319
株主資本合計		
前期末残高	2,730,947	3,989,435
当期変動額		
新株の発行	709,000	-
当期純利益又は当期純損失()	549,488	876,770
当期変動額合計	1,258,488	876,770
当期末残高	3,989,435	3,112,665
純資産合計		
前期末残高	2,730,947	3,989,435
当期変動額		
新株の発行	709,000	-
当期純利益又は当期純損失()	549,488	876,770
当期変動額合計	1,258,488	876,770
当期末残高	3,989,435	3,112,665

重要な会計方針

項目	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) 長期前払費用 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2) 事務所移転費用引当金 事務所集約に伴い発生する損失に備えるため、これに係わる原状回復工事費用等を見積り計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 事務所移転費用引当金 -
3. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	リース資産 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計方針の変更

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前純利益に与える影響額は軽微であります。	-

表示方法の変更

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
(1) 貸借対照表 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「未収運用受託報酬」として計上しております。	-
(2) 損益計算書 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「運用受託報酬」として計上しております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期 平成21年3月31日現在	第12期 平成22年3月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 12,372千円 器具備品 19,191千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 18,530千円 器具備品 40,513千円
*2 関係会社項目 関係会社未収入金 38,716千円 関係会社未払金 93,055千円	*2 関係会社項目 関係会社未払金 103,112千円
*3 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいため、その他流動資産に含めております。	*3 -

(損益計算書関係)

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 その他収益 1,825,648千円 関係会社業務委託費 15,196千円 関係会社営業費用及び一般管理費 50,430千円 連結納税に伴う法人税 91,688千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 その他収益 59,864千円 関係会社営業費用及び一般管理費 242,172千円 連結納税に伴う法人税 1,252千円

(株主資本等変動計算書関係)

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日					第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項					発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)	株式の種類	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式					発行済株式				
普通株式	27,000	7,090	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	27,000	7,090	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090

(変動事由の概要) 普通株式の増加7,090株は増資に伴う新株の発行によるものです。	
---	--

(リース取引関係)

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）																								
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具備品 (千円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">19,575</td> <td style="text-align: right;">19,575</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">11,809</td> <td style="text-align: right;">11,809</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">7,765</td> <td style="text-align: right;">7,765</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	19,575	19,575	減価償却累計額相当額	11,809	11,809	期末残高相当額	7,765	7,765	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具備品 (千円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">10,458</td> <td style="text-align: right;">10,458</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">7,844</td> <td style="text-align: right;">7,844</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">2,614</td> <td style="text-align: right;">2,614</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	10,458	10,458	減価償却累計額相当額	7,844	7,844	期末残高相当額	2,614	2,614
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																							
取得価額相当額	19,575	19,575																							
減価償却累計額相当額	11,809	11,809																							
期末残高相当額	7,765	7,765																							
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																							
取得価額相当額	10,458	10,458																							
減価償却累計額相当額	7,844	7,844																							
期末残高相当額	2,614	2,614																							
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">3,906 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: right;">4,476 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">8,382 千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	3,906 千円	1年超	4,476 千円	合計	8,382 千円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">2,259 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: right;">564 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,824 千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	2,259 千円	1年超	564 千円	合計	2,824 千円												
1年以内	3,906 千円																								
1年超	4,476 千円																								
合計	8,382 千円																								
1年以内	2,259 千円																								
1年超	564 千円																								
合計	2,824 千円																								
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">4,558 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">4,238 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">320 千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	4,558 千円	減価償却費相当額	4,238 千円	支払利息相当額	320 千円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">3,246 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">3,011 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">160 千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	3,246 千円	減価償却費相当額	3,011 千円	支払利息相当額	160 千円												
支払リース料	4,558 千円																								
減価償却費相当額	4,238 千円																								
支払利息相当額	320 千円																								
支払リース料	3,246 千円																								
減価償却費相当額	3,011 千円																								
支払利息相当額	160 千円																								
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																								
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																								
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法																								
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																								
(減損損失について)	(減損損失について)																								
リース資産に配分された減損損失はありません。	リース資産に配分された減損損失はありません。																								

(金融商品関係)

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
-	1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金については親会社であるフランク・ラッセル・カンパニーより調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬及び未収運用受託報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

未払金は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1)預金	2,856,644	2,856,644	-
(2)未収委託者報酬	234,662	234,662	-
(3)未収運用受託報酬	796,648	796,648	-
(4)未払金	(496,957)	(496,957)	-

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1)預金	2,856,644	-	-
(2)未収委託者報酬	234,662	-	-
(3)未収運用受託報酬	796,648	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

第11期 平成21年3月31日現在	第12期 平成22年3月31日現在
その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第11期 平成21年3月31日現在	第12期 平成22年3月31日現在

1.取引の状況に関する事項 該当事項はありません。	該当事項はありません。
2.取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。	

(ストック・オプション等関係)

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 賞与 83,974 千円 費用計上額のマイナスは、フランク・ラッセル・カンパニーの株式報酬価値の評価額下落等に伴うものです。	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 賞与 96,576 千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるフランク・ラッセル・カンパニーの株式報酬プランに基づき当社の従業員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同左

(退職給付関係)

第11期 平成21年3月31日現在	第12期 平成22年3月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。
2. 退職給付債務に関する事項 (単位：千円) 長期未払金 332,583 その他未払金 48,414	2. 退職給付債務に関する事項 (単位：千円) 長期未払金 421,846 その他未払金 21,710
3. 退職給付費用の内訳 (単位：千円) (1)勤務費用 115,837 (2)確定拠出年金制度への掛金拠出額 47,428 163,266	3. 退職給付費用の内訳 (単位：千円) (1)勤務費用 112,865 (2)確定拠出年金制度への掛金拠出額 32,875 145,740

(税効果会計関係)

第11期 平成21年3月31日現在	第12期 平成22年3月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 賞与引当金繰入超過額 25,201 未払費用 149,601 未払金 21,386 長期未払金繰入超過額 135,328 長期未払費用繰入超過額 50,115 その他 19,982	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 174,702 賞与引当金繰入超過額 17,805 未払費用 125,427 未払金 8,833 長期未払金繰入超過額 171,649 長期未払費用繰入超過額 94,324

繰延税金資産合計	401,615	その他	8,229
繰延税金負債		繰延税金資産合計	600,973
未収事業税	8,854	評価性引当額	600,973
繰延税金負債合計	8,854	繰延税金資産の純額	0
繰延税金資産の純額	392,760		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	当会計年度は税引前当期純損失を計上したため、差異原因を注記しておりません。なお法定実効税率は40.7%であります。	
(調整)			
永久に損金に算入されない項目	7.0%		
住民税均等割	0.3%		
賞与引当金	16.3%		
その他	0.2%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5%		

(関連当事者情報)

第11期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	ラッセル・インベストメント・グループ(株)	東京都港区赤坂	356 百万円	持株会社	直接所有 100%	兼任 4人	業務委託契約、 固定資産リース 契約の締結	業務委託費の 支払(注1)	15,196	未払金	93,055
								法人税の 支払	91,688		
								営業費用 及び一般 管理費	1,478		
								新株の割当	709,000		
親会社	フランク・ラッセル・カンパニー	アメリカ合衆国、ワシントン州タコマ市	758 百万 ドル	年金コンサル ティング、投資顧 問	間接所有 100%	兼任 0人	インベストメント・マネジ メント・アグ リメント、業 務委託契約の 締結	その他収益 (注2)	1,825,648	未収入金	38,716
								営業費用 及び一般 管理費	51,909		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託費の支払については、ラッセル・インベストメント・グループ(株)より提示された料率を基礎として決定しております。

(注2) その他収益については、契約に基づく料率もしくは金額により決定しています。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				

兄弟会社	ラッセル・インベストメント・リミテッド	英国, ロンドン市	10百万ポンド	投資顧問	なし	兼任1人	販売基本契約の締結	受入手数料(注)	257,132	未払金	1,807
								営業費用及び一般管理費	13,864		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 受入手数料については契約に基づく料率もしくは金額により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ラッセル・インベストメント・グループ(株)(非上場)

フランク・ラッセル・カンパニー(非上場)

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第12期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ラッセル・インベストメント・グループ(株)	東京都港区赤坂	356百万円	持株会社	直接所有100%	兼任4人	業務委託契約の締結	法人税の支払	1,252	未払金	825
								営業費用及び一般管理費	214		
親会社	フランク・ラッセル・カンパニー	アメリカ合衆国, ワシントン州タコマ市	803百万ドル	年金コンサルティング, 投資顧問	間接所有100%	兼任0人	インベストメント・マネジメント・アグリメント, 業務委託契約の締結	その他収益(注)	59,864	未払金	102,286
								営業費用及び一般管理費	242,386		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) その他収益については、契約に基づく料率もしくは金額により決定しています。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	ラッセル・インベストメント・リミテッド	英国, ロンドン市	10百万ポンド	投資顧問	なし	兼任1人	販売基本契約の締結	受入手数料(注)	192,443	未収入金	17,213
								営業費用及び一般管理費	2,414		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 受入手数料については契約に基づく料率もしくは金額により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ラッセル・インベストメント・グループ(株)(非上場)

フランク・ラッセル・カンパニー(非上場)

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第11期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
1株当たり純資産額	117,026.58円	1株当たり純資産額 91,307.29円
1株当たり当期純利益	17,649.14円	1株当たり当期純損失() 25,719.29円
損益計算書上の当期純利益	549,488千円	損益計算書上の当期純損失() 876,770千円

1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	549,488千円	1株当たり当期純損失()の算定に用いられた普通株式に関する当期純損失()	876,770千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数 普通株式	31,134株	期中平均株式数 普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失()であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

平成22年11月1日付で、委託会社の事業年度を、毎年1月1日から同年12月31日までとする定款の変更を行いました。ただし、第13期事業年度は平成22年4月1日から平成22年12月31日までとします。

委託会社はその事業の全部または一部を譲渡するときは、当該期日の1ヵ月前までにその旨を公告して監督官庁に届け出るとともに、すべての営業所の公衆の目に付きやすい場所に掲示したうえ、当該期日から30日以内にその旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 訴訟その他の重要事項

平成22年12月10日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(平成22年9月末日現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(平成22年9月末日現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ジェネレーション・インベストメント・マネジメント・エル・エル・ピー	リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップのため、該当事項はありません。	「金融商品取引法」に定める「外国の法令に準拠して設立された法人」として、外国において投資運用業等を行っています。
インボックス・アセット・マネジメント・リミテッド	1,155,824英ポンド (平成21年12月末日現在)	
アローストリート・キャピタル・リミテッド・パートナーシップ	リミテッド・パートナーシップのため、該当事項はありません。	
マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	
ラッセル・インプリメンテーション・サービシズ・インク	24,780米ドル (平成22年3月末日現在)	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

- 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額 : 10,000百万円（平成22年9月末日現在）
 事業内容 : 「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）」に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 外部委託先運用会社

委託会社との契約により、当ファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

ラッセル・インベストメント・グループ株式会社は、委託会社の全株を保有し、同社はフランク・ラッセル・カンパニーの実質的な子会社です。

ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクは、フランク・ラッセル・カンパニーの子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、目論見書の裏表紙に委託会社のロゴ・マークを表示することがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙または表紙裏面の記載について
「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載します。
金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。
交付目論見書の使用開始日を記載します。
委託会社に関する情報として、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、投資信託財産の合計純資産総額、「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨および照会先（ホームページアドレス、電話番号および受付時間等）を記載します。
受託会社に関する情報として、受託会社の名称および「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載します。
請求目論見書の入手方法を記載します。
以下の事項を記載します。
 - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の裏表紙に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の表紙に「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するとともに、委託会社の名称、金融商品取引上の目論見書である旨を記載します。
- (5) 請求目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に信託約款を掲載します。
- (7) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、交付目論見書で当該内容を説明した図表等を付加して当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 目論見書の別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- (10) 投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月26日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル世界環境テクノロジー・ファンドの平成22年3月11日から平成22年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル世界環境テクノロジー・ファンドの平成22年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月21日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル世界環境テクノロジー・ファンドの平成21年9月11日から平成22年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル世界環境テクノロジー・ファンドの平成22年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。